

所商工発第 109 号
令和 6 年 1 月 22 日

各 位

所沢商工会議所
会頭 荻野敏行

令和 6 年能登半島地震義援金へのご協力について（お願い）

去る 1 月 1 日、石川県能登地方を震源とし、最大震度 7 を観測した「令和 6 年能登半島地震」が発生いたしました。この地震でお亡くなりになられた方々に深い哀悼の意を捧げるとともに、被災されたすべての方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

被災地では、未だ余震が続き、また、能登地方を中心とする被害の大きかった地域においては、すべての商工会議所職員の無事は確認できましたが、身の安全確保や生活の維持が最優先であり、被害の全容把握や本格的な事業活動再開には一定の時間を要するものと思われまます。

このような状況下で 1 月 4 日からは、被災地の商工会議所のうち、可能な商工会議所では特別相談窓口を設置し、被災企業への相談対応を開始しています。一方、日本商工会議所では、被災状況の正確な把握や特別相談窓口による被災事業者支援に加え、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、全国の商工会議所に対し、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための義援金の募集を始めました。

これを受け、所沢商工会議所においても別紙のとおり義援金募集を開始することといたしました。義援金は、当所取りまとめ後に日本商工会議所へ送金いたします。出費ご多端な折、誠に恐縮に存じますが、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、お預かりする義援金は、一般寄附金に該当いたします。税法上のお取り扱いについて詳しくは顧問税理士等にご確認ください。

※お振込にあたり、振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。

なお、埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行の各支店の ATM ならびに、埼玉りそな銀行所沢支店の窓口でのお振込は、手数料が無料となります。

※1 月 26 日開催の「会員交流会」において募金箱を設置いたします。募金箱への義援金につきまして領収書は発行いたしません。

令和6年能登半島地震義援金（第1次締切）申受要領

別紙 1

- 1. 義援金募金額** 1口1万円以上でお願いします。
- 2. 募集期間** 令和6年1月18日（木）～2月26日（月）
- 3. 義援金寄贈先** 被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈いたします。
具体的な配分等は被害状況等を勘案し決定することになります。
- 4. 義援金使途** 寄贈先の被災商工会議所において、①被災事業者の事業再開 ②被災商工会議所の再建 ③観光回復等に係る事業の目的のため活用します。

5. 申し受け要領

(1)義援金をご応諾いただく場合は、別紙「**能登半島地震義援金 振込連絡票**」に必要事項をご記入のうえ、**お振込前、2月25日（日）までに**、FAXまたはメールにてご連絡ください。（[Google フォーム](#)からもご連絡いただけます。）

(2)ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として **2月26日（月）までに下記指定振込先宛へお振込**のほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。
なお、埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行の各支店のATMならびに、埼玉りそな銀行所沢支店の窓口でのお振込は、手数料が無料となります。

(3)寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳しくは、顧問税理士等にご確認ください。

①**個人**が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。

②**法人**が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。
損金算入限度額＝

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×当期の月数/12×2.5/1,000＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×2.5/100〕×1/4

【計算例】期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算、法人の場合
損金算入限度額＝

〔1,000万円×12/12×2.5/1,000＋1,500万円×2.5/100〕×1/4＝10万円

※本義援金ではなく、直接国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能のほか、法人において全額の損金算入が可能です。

(4)領収書は、義援金をお振込いただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。
本義援金募集文書一式とお控への保管により損金算入の証憑書類となります。

- 6. 振込先口座** 埼玉りそな銀行 所沢支店 普通預金 5025131
能登地震義援金 所沢商工会議所

<本件担当> 所沢商工会議所 総務課（担当：梶）
TEL：04-2922-2196 FAX：04-2923-6600

送付先  04-2923-6600  soumu@tokorozawa-cci.or.jp

所沢商工会議所 総務課 行

[Google フォーム](#)



「能登半島地震義援金」(第1次締切) 振込連絡票

義援金の趣旨に賛同し、下記のとおり振り込みます。

記

1.	義援金口数 (1万円/口)	1万円 ×	口 =	万円
2.	貴社名			
3.	ご住所	〒		
4.	電話番号			
5.	代表者役職・お名前			
6.	ご担当者部署名・お名前			
7.	メールアドレス			
8.	振込予定日	月	日	

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。

振込先口座

埼玉りそな銀行 所沢支店 普通預金 5025131
能登地震義援金 所沢商工会議所

※ 領収書は、義援金をお振込いただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。